五木村公立学校（五木学園）における
働き方改革推進プラン

（五木村立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画）

令和６年６月
五木村教育委員会
五木村立五木学園
（令和８年３月改訂）

目次

1　はじめに

2　目的

3　時間外在校等時間の上限（目標）

4　計画期間

5　基本方針

6　五木村教育委員会の主な取組

7　五木学園の主な取組

8　働き方改革の評価指標

9　働き方改革の推進体制、進捗管理

資料１　働き方改革チェックシート

資料２　熊本県の公立学校における働き方改革推進プラン概要

資料３　五木村義務教育学校管理運営規則（抜粋）

１　はじめに

「五木村教育振興基本計画」のもと、五木村に誇りを持ち、夢ある教育を実現し、児童生徒の確かな学力、豊かな心、健やかな身体を育成するためには、子供たちと向き合う教職員の心身の健康が保たれなければならない。

現在、社会が急速に変化する中で、学校を取り巻く課題は、より複雑化し、教職員の長時間勤務が大きな問題となっている。五木村の子供たちに、より質の高い教育を提供していくためにも、教職員の長時間労働の是正等、学校における働き方改革は喫緊の課題である。

２　目的

「五木村教育振興基本計画」を推進していくために、教職員が心身ともに健康でワーク・ライフ・バランスを実現しながら、子供たちと向き合う時間を確保し、やりがいを持って効果的な教育活動を持続的に行うことができる環境の実現を目指すものとする。

３　目標

（１）時間外在校等時間に関する目標

「五木村立義務教育学校管理運営規則」による在校等時間の上限に基づき、時間外在校等時間の目標を設定する。

すべての教職員が

○　１か月について　４５時間以内

（１年間における１か月の時間外在校時間等の平均を３０時間程度）

○　１年について　３６０時間以内

	月４５時間以内	月４５時間以上	月８０時間以上	年間 360 時間以内
現状（Ｒ６）	62.9%	33.3%	3.7%	22.2%
目　標	100%	0%	0%	100%

（２）ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

・年間の年次有給休暇の平均取得日数を１５日以上にする
・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合の前年度以下を目指す。
・ストレスチェックにおける健康リスクの値を前年度より減少させる。
・教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

４　計画の期間

令和８年度から令和１１年度までとする。

毎年度検証を行い、指標と対策の見直しを図る。

５　基本方針

（１）勤務時間の適正化	（２）教職員の意識改革
（３）人材の確保・活用	（４）業務の削減・効率化
（５）保護者等の理解促進	（６）教職員の健康サポート

６　五木村教育委員会の主な取組（業務量管理・健康確保措置の内容）

（１）勤務時間の適正化

○時間外在校等時間の上限の策定

教職員の健康及び福祉の確保を図るために、時間外在校等時間の上限（範囲）を定め、業務量の適切な管理を行います。

１か月あたり　４５時間以内　年間　３６０時間以内

（１か月あたり８０時間を超える職員を０にする）

○勤務時間管理のシステム化による適正管理

勤務時間の客観的把握を行うため支援システム（ミライム）を利用し、教職員の入力作業（管理職の集計作業を含む）の削減を図るとともに、教職員自らの勤務時間に関する意識の高揚を図る。

また、学校から提出された月例の時間外在校等時間に関する情報を教育委員会で分析し、働き方の改善に活かしていく。

（２）教職員の意識改革

○五木村総合教育会議（管理職）及び村内校長会議、五木学園校内研修会（教職員）における会議・研修の充実

学校評価項目に働き方改革に関する項目を位置づけ、教育委員会と学校とで情報を共有しながら具体的な改善方法を検討し、働き方改革を推進する。

○夏季休業日における学校閉庁日の実施について

夏季休業中の８月１１日から１５日までの５日間を、業務を行わない学校閉庁日する。

○ノー残業デーの設定について

定時退勤の推進やリフレッシュ休暇取得の促進により、ワーク・ライフ・バランスの適正化を進めるとともに、「くまなびの日」についての理解を促進する。

（３）人材の確保及び活用

〇義務教育学校の利点を生かした組織づくり

一つの学校として、前期課程の教科担任制の拡充や各ステージ組織の確立、部活動の複数体制化を図るなど義務教育学校の特性を生かした協力体制（一つの学校意識）を構築し、一人で課題を抱え込まない、休暇が取得しやすい環境を醸成していくこととする。

〇人的措置の継続・拡充

「教員業務支援員」「特別支援教育支援員」「ICT 支援員」「地域学校協働活動推進員」等を配置し、学校の負担軽減を図る。

（４）業務の適正化・効率化

〇ICT を活用した教育の推進（授業及び業務の効率化）

ICT 教育を推進し、通言環境を整備するとともに、ICT 支援員を配置して、授業の効率化及び業務の効率化を図る。

また、特に家庭からの欠席連絡等は、「れんらくアプリ」を通じて学校・スクールバス同時に配信するなど、生徒指導担当や学級担任等の負担を軽減する。

〇校務支援システムの導入

民間の校務支援システム（スズキ校務）を導入して学習指導要録、成績処理、出席簿、通知表等広範囲に運用して校務処理の効率化を図る。また、本村委員会から発出される調査・統計等の調査の回答に係る事務負担を軽減する。

〇総授業時数の適正化

学園の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数を、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直しを図る。

〇教育課程の工夫

学校行事を精選し、当初の狙いが形骸化して十分な効果が見込めない活動等の見直しを進めるとともに、清掃時間等の・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行うこととする。また、教育課程における年間総時数が標準時数を大幅に上回って編成されることがないよう見直し、適正化を進める。

〇部活動の地域展開

令和８年度中を目標に、原則休日の部活動の地域展開を実現し、負担軽減を図る。また、平日の部活動についても地域展開への環境整備に努めていく。

（５）保護者・地域の理解促進と支援

〇各種団体の行事等の効果的な開催

学校の負担軽減を目指し、既存の行事・会議などの開催の方法や場所、時間などを常に見直し、改善する。

〇地域学校協働活動と連動した学校運営協議会における理解促進

地域学校協働活動と連動した学校運営協議会において、学校運営及び学習活動会や体験活動をサポートしながら学校の負担軽減への積極的理解を促す。

（６）教職員の健康サポート

〇ストレスチェックの実施

教職員の健康リスクの把握に努め、ストレスチェックの結果や時間外勤務が長い教職員を対象に、医師による面談を受けることができる体制づくりを進めていく。

〇安全衛生推進委員会の開催

職員の安全及び健康を確保するともに、快適な職場環境の形成を促進するために、安全衛生委員会を開催する。

７　関連する取組、今後のフォローアップ

〇取組の確実な実行を図るため、教育職員の在校時間等の状況を把握し、その状況を教育委員会及び教育総合会議等で報告する。

〇教育委員会において、学園の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、聴き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている場合や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている場合には、当該年度中においても速やかに状況が改善されることを目指し、個別の支援・指導を実施していく。

８　働き方改革の評価指標

方　針	項　目	指　標	現　状	評　価
1 勤務時間の適正化	月の勤務時間外の在校時間等が４５時間以内の教職員の割合	100％に向けて前年より増加		
	年の勤務時間外の在校時間等が３６０時間以内の教職員の割合	100％に向けて前年より増加		
2 教職員の意識改革	学校閉庁日を 3 日以上設定（夏季休業中）	３日以上の設定		
	ノー残業デーの設定	週１回以上の設定		
	１人当たりの年次有給休暇の取得日数	年間１５日以上の取得		
3 人材の確保及び活用	前期課程の教科担任制の促進	可能な教科から順次導入		
	部活動担当の複数体制化（３名以上で担当し交代で指導）	週１～２回の業務		
	地域ボランティアの活用	年間 50 人以上の活用		
4 業務の適正化と効率化	ICT を活用した保護者との情報共有の効率化	保護者連絡用アプリの活用		
	校務支援システムの導入と業務の効率化	校務支援ソフトの活用		
5 保護者・地域の理解促進と支援	学校行事や教育課程の見直し	１年ごとに見直し・検討		
	学校運営協議会における理解の促進と学校支援の充実	学校運営協議会にて報告		
6 教職員の健康サポート	ストレスチェックによる健康状態の把握と面談	定期的な実施と対応		

９　働き方改革の推進体制、進捗管理

（１）五木村教育委員会、学校、保護者、地域等が連携、協力して、学校における働き方改革を推進する。

（２）進捗管理

〇五木村教育委員会は、「６．五木村教育委員会の取り組み」の項目等を実施する。教育委員会と学校の取組の実績及び課題を整理・検証し、今後の展開と併せて公表する。また、取組の過程において必要な場合は学校に助言・指導を行う。

〇学校は、学校評価の評価項目にそれぞれの現状に合わせた具体的目標と具体的方策を設定し、全職員の共通理解を図り、アイデアを引き出しながら取組を進める。取組後はチェックシートを教育委員会に提出する。また、評価を実施し、その結果を第三者である学校運営協議会、ＰＴＡ総会等に報告する。

〇五木村教育委員会は、学校の進捗管理を行う。

資料１　働き方改革取組チェックシート

（令和２年作成：熊本県教育委員会「働き方推進プラン」から抜粋）

（　　）年度取組目標　【　　】

方針	No.	取組内容	チェック
①勤務時間の適正管理等	1	タイムカード等による勤務時間の適正管理及び自己管理	
	2	勤務時間の割振りに関する検討の実施	
	3	上限方針第４「学校が講ずる措置」について適切に実施（「No.4」の検証以外）	
	4	時間外在校等時間の上限時間を超えた場合の検証	
②教職員の意識改革	5	職員全体の働き方改革の意識を高めるための場の設定（校内研修など）	
	6	年次有給休暇１５日以上の取得促進★	
	7	学校閉庁日の設定（４日以上）★	
	8	ノー残業デーの設定★	
	9	学校評価に業務改善や教職員の働き方に関する評価項目を設定及び全職員への周知★	
	10	教職員のアイデアを活かした改革の推進（アイデア発表や共有の場の設定など）	
③人材の確保・活用	11	ボランティアの活用（登下校の見守り、読み聞かせ、給食指導員、清掃、業務支援など）★	
	12	地域人材の活用（部活動指導員や外部指導者）	
	13	スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの活用	
	14	スクール・サポート・スタッフ等の活用（教職員の負担軽減に繋がる業務を担う人材）	
	15	若手教員等のサポート	
④業務の削減・効率化	16	ＩＣＴを活用した会議・研修の効率化（ゆうnetによる情報共有、テレビ会議システムの活用など）	
	17	ＩＣＴを活用した教材や資料の共有化（授業準備の負担軽減）	
	18	学校で設定した項目について、職員のアイデアを引き出す工夫を行いながら具体的な取組みの実施	
	19	教務支援システムの活用★	
	20	校務支援システムの活用	
	21	留守番電話やメールなどによる時間外対応★	
	22	学校行事の精選・見直し	
	23	分掌事務のマニュアル化	
	24	部活動指針・部活動方針に沿った活動時間や休養日確保★	
	25	特定の教職員に負担がかからない工夫（業務の平準化）	
⑤保護者等の理解促進	26	働き方改革の取組みに関する保護者向け協力依頼文書の発出	
	27	保護者への部活動見学会や講演会等の学校情報の積極的な提供	
	28	学校運営協議会やＰＴＡ総会等における働き方改革取組状況の報告★	
⑥教職員の健康サポート	29	公立学校共済組合が実施するメンタルヘルス相談・メンタルケアサポートの周知	
	30	衛生委員会の活性化、労働安全衛生法の周知	
その他	31	※上記以外に独自の取組みがある場合には、その内容を記載してください。	

★は評価指標に係る取組みです。

資料２　熊本県の公立学校における働き方改革推進プラン概要



「熊本県の公立学校における働き方改革推進プラン」（２期：R6～R9年度）の概要

Ⅰ　プラン改定に当たって

○　学校を取り巻く環境が大きく変化する中、未来に向けて自らが社会の創り手となり、持続可能な社会を維持・発展させていく子供たちを育成するため、子供たちを最前線で支える教職員の健康を守り、ウェルビーイングを高めることが重要。
○　学校現場の業務見直しや負担軽減の取組みを促進し、長時間勤務の改善や労働安全衛生管理の徹底、人材確保など更なる働き方改革の取組みを進める必要がある。

Ⅱ　現状と課題　（現プラン（R2～R5）の成果等）

【　全般事項　】
○　令和2年度にプランを策定。県立学校に係る１３の評価指標を設定し、働き方改革の取組みを推進してきた。
○　評価指標１３項目のうち、8項目を目標達成。５項目の指標については、目標達成には至らなかったがプラン策定時に比べると改善した。

【　教職員意識調査（R5年度実施）結果　】
○　ワーク・ライフ・バランスの満足度はプラン策定前より改善。
○　現業務等に関し、教職員の約８割以上がやりがいを感じる一方、約６割～８割（校種等で異なる）が負担を感じている。
○　全ての校種で今後必要な取組みとして上位2項目が「人材確保（教職員）」及び「業務削減・廃止」となった。

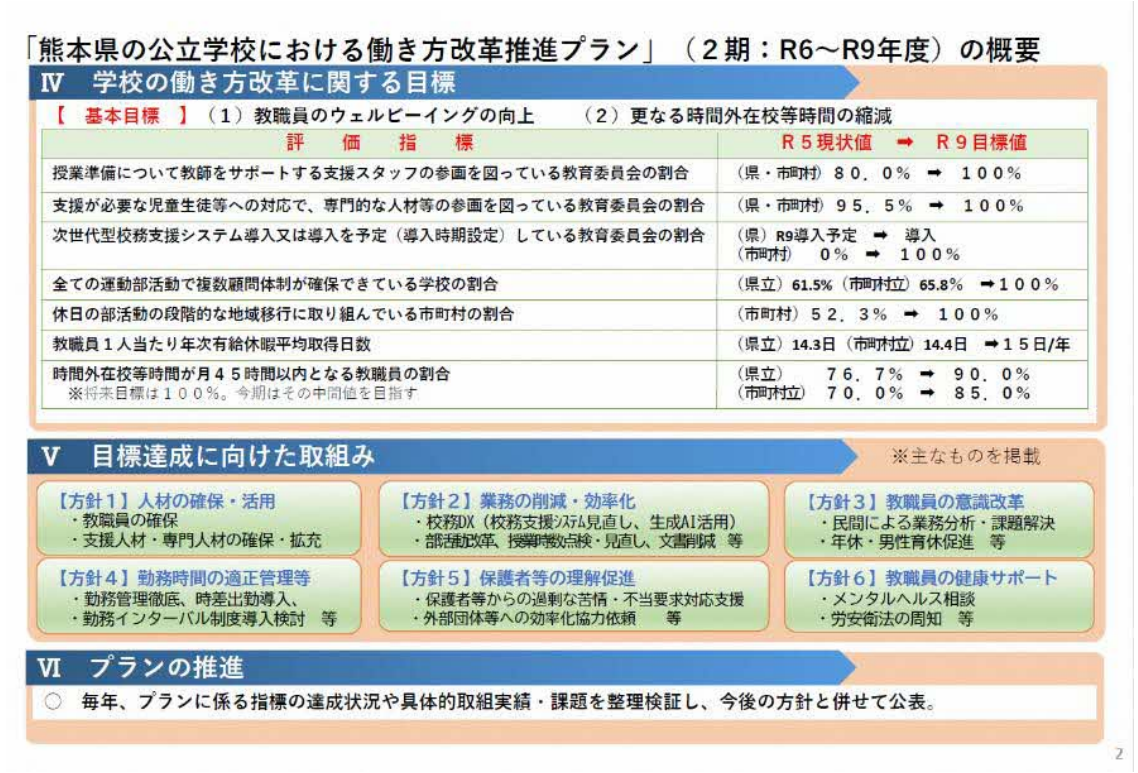
【　これまでの取組の成果と課題　】
○　学校徴収金に係るシステム導入等のICTを活用した校務効率化や学校行事見直し・部活動改革等に取り組むとともに、教員業務支援員をはじめとした支援人材の確保などに取り組んできた。
○　時間外在校等時間は県立学校・市町村立学校ともにプラン策定時に比べ減少したものの、削減幅は鈍化傾向にあり、依然として長時間勤務の教職員も存在し、更なる働き方改革の取組みが必要。

Ⅲ　方針

熊本の未来を担う子供たちの育成に向け、その子供たちを最前線で支える教職員のウェルビーイングの向上を図る。

【方針１】	【方針２】	【方針３】	【方針４】	【方針５】	【方針６】
人材の確保・活用	業務の削減・効率化	教職員の意識改革	勤務時間の適正管理等	保護者の理解促進	教職員の健康サポート

1



「熊本県の公立学校における働き方改革推進プラン」（２期：R6～R9年度）の概要

Ⅳ　学校の働き方改革に関する目標

【　基本目標　】（１）教職員のウェルビーイングの向上　（２）更なる時間外在校等時間の縮減

評価指標	R５現状値 ➡ R９目標値
授業準備について教師をサポートする支援スタッフの参画を図っている教育委員会の割合	（県・市町村）８０．０％ ➡ １００％
支援が必要な児童生徒等への対応で、専門的な人材等の参画を図っている教育委員会の割合	（県・市町村）９５．５％ ➡ １００％
次世代型校務支援システム導入又は導入を予定（導入時期設定）している教育委員会の割合	（県）R9導入予定 ➡ 導入 （市町村）０％ ➡ １００％
全ての運動部活動で複数顧問体制が確保できている学校の割合	（県立）61.5%（市町村立）65.8% ➡１００％
休日の部活動の段階的な地域移行に取り組んでいる市町村の割合	（市町村）５２．３％ ➡ １００％
教職員１人当たり年次有給休暇平均取得日数	（県立）14.3日（市町村立）14.4日 ➡１５日/年
時間外在校等時間が月４５時間以内となる教職員の割合 ※将来目標は１００％。今期はその中間値を目指す	（県立）７６．７％ ➡ ９０．０％ （市町村立）７０．０％ ➡ ８５．０％

Ⅴ　目標達成に向けた取組み　※主なものを掲載

【方針１】人材の確保・活用
・教職員の確保
・支援人材・専門人材の確保・拡充

【方針２】業務の削減・効率化
・校務DX（校務支援ｼｽﾃﾑ見直し、生成AI活用）
・部活動改革、授業時数点検・見直し、文書削減　等

【方針３】教職員の意識改革
・民間による業務分析・課題解決
・年休・男性育休促進　等

【方針４】勤務時間の適正管理等
・勤務管理徹底、時差出勤導入、
・勤務インターバル制度導入検討　等

【方針５】保護者等の理解促進
・保護者等からの過剰な苦情・不当要求対応支援
・外部団体等への効率化協力依頼　等

【方針６】教職員の健康サポート
・メンタルヘルス相談
・労安衛法の周知　等

Ⅵ　プランの推進

○　毎年、プランに係る指標の達成状況や具体的取組実績・課題を整理検証し、今後の方針と併せて公表。

2

資料３　五木村立義務教育学校管理運営規則（平成 14 年３月２２日教委規則第１号）

【抜粋】

最終改正:令和4年 10 月 27 日教委規則第2号

改正内容:令和4年 10 月 27 日教委規則第2号［令和5年4月1日］

第２節　服務

（勤務時間）

第 31 条　熊本県市町村立学校職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例（昭和 31 年熊本県条例第 65 号。以下「勤務時間等に関する条例」という。）中、勤務時間に関して服務を監督する権限を有する者が行うこととされている事項は、校長が行う。

（在校等時間の上限）

第 32 条　教育委員会は、公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和 46 年法律第 77 号）第２条に規定する教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、五木村立学校の教育職員が業務を行う時間（同法第７条の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（同法第６条第３項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ）を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

（１）　１か月時間外在校等時間 45 時間

（２）　１年間時間外在校等時間 360 時間

２　教育委員会は、教育職員が児童生徒に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざる得ない場合には、前項の規定に関らず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の適切な管理を行う。

（１）　１か月時間外在校等時間 100 時間未満

（２）　１年間時間外在校等時間 720 時間

（３）　連続する２か月、３か月、４か月、５か月及び６か月のそれぞれの期間について、各月の１か月時間外在校等時間の１か月当たりの平均時間 80 時間

（４）　１年のうち、１か月時間外在校等時間が 45 時間を超える月数６か月